

しっかりもって こうつうあんぜん!

《どうろをあるくときのやくそく》

- とびだしません。
- おうだんするときは、みぎひだりをよくみてからわたります。
- じどうしゃのすぐまえやうしろは、わたりません。
- あおしんごうでも、みぎひだりをよくみてからわたります。



ぼうはんにも きをつけて!

《知らないひとからこえをかけられたときは…》

- い いかない
- の のらない
- お おおごえをだす
- す すぐにげる
- し しらせる



お子さんと話し合い、交通安全や防犯の約束事を決めて実践するようにしましょう。

さんのおやくそく!!

(例) どうろをわたるときは、みぎひだりをよくみます。



新小学1年生の 保護者の皆さまへ

この機会にぜひ、お子さまと一緒に交通ルールや地域の安全について考えてみましょう。



「ストップくん」 茨城県交通安全マスコットキャラクター

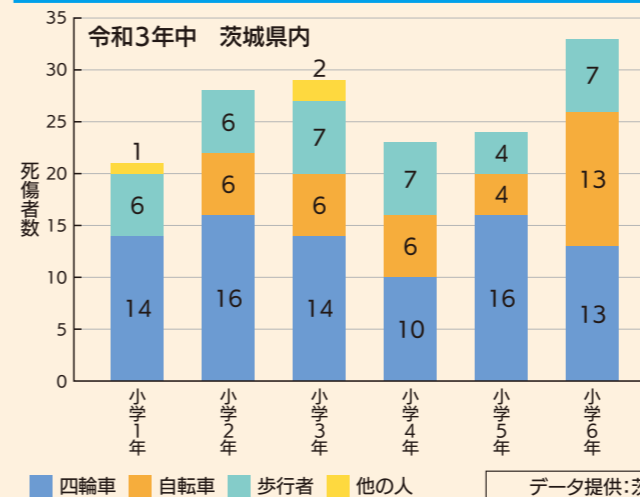
この春、小学校に入学されますお子さまをお持ちの保護者の皆さま、お子さまの御入学、誠にありがとうございます。

小学校での新しい生活や学習に胸をふくらませ、毎日を元気に過ごしている子どもたちが、けがをしたり、場合によっては命を落としたりするような交通事故や犯罪が発生しています。

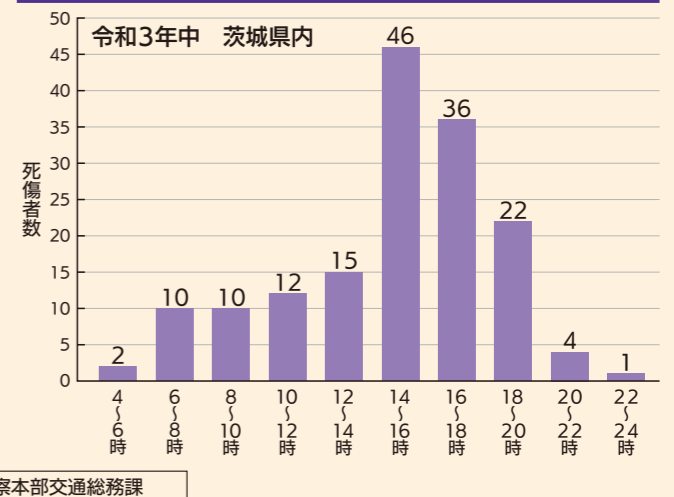
交通事故や犯罪の被害に遭わないようにするためには、お子さま自身が安全を確保し、適切な行動ができる能力を養うことが大切です。

県内では、昨年も158人の小学生が 交通事故被害に遭っています

小学生の状態別・学年別死傷者数



小学生の時間帯別死傷者数



小学生の交通事故の特徴

- ★交通事故死傷者数は、「**四輪車同乗中**」(83人)が最も多く、次いで、「歩行中」、「自転車乗車中」の順となっている。
- ★歩行中の交通事故(37人)のうち、**飛び出しが原因の事故が7人**となっている。

家庭でもくり返し実践的な指導を!!

- すべての座席でシートベルト(学童用シート)を着用しましょう。
- 「止まって右左(後ろ)」、安全確認を習慣化しましょう。
- 自転車の正しい乗り方とヘルメット・反射材を着用しましょう。



子供たちが事故にあわない地域づくりのために、保護者の皆さまも歩行者にやさしい運転を心がけましょう。

危険箇所を示して具体的な指導が効果的です

小学生になると、家の人の手を離れ一人で行動する機会が多くなるため、歩行中や自転車乗用中に交通事故に遭う危険性が高くなります。

交通事故を防止するためには、保護者の皆さまがお子さんの通学路や行動範囲と一緒に歩いたり、自転車に乗ったりして、お子さんの視線で危険箇所を確認して、具体的にくり返し指導することが最も効果的です。

歩行中の交通事故防止

小学1年生の歩行中の交通死傷事故の大半は、道路「横断中」に起こっています。道路の安全な横断の仕方をしっかり指導し、お子さんが正しく実践する習慣を身に付けることが大切です。

安全な横断は、「止まる・見る・待つ」が基本

- ① 信号機の有無にかかわらず、横断する前は必ず一度止まる。
- ② 道路の右左をよく見て、近くに信号機や横断歩道はないか、走ってくる車はないかなどを確かめる。
- ③ 走ってくる車があるときは、その車が通り過ぎるまで待つ。

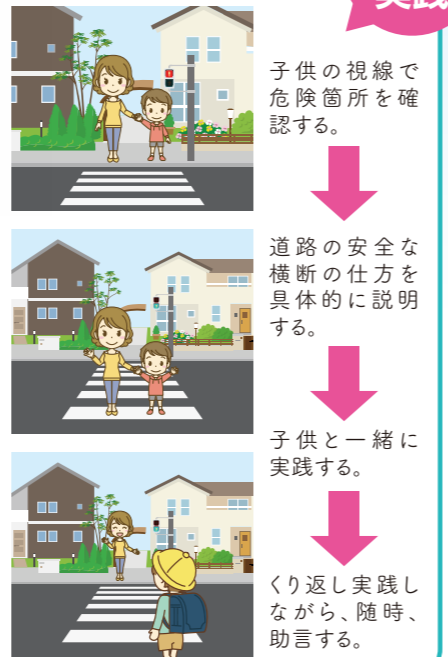
信号機のある横断歩道の渡り方

- 信号が青になっても、左右の車が止まったのを確かめてから横断する。また、交差点では、左折や右折する車に注意しながら横断する。
- 信号が変わりそうなときは、無理をしないで次に信号が青に変わるのを待つ。

信号機のない横断歩道の渡り方

- 立ち止まって左右をよく見て、車が近づいてこないかどうか確かめる。
- 車が止まってくれたときも、ほかの車の動きに十分に注意し、安全を確認してから横断する。

指導のステップ 親子で実践



保護者の皆さまは運転中、横断歩道に歩行者がいるときは、必ず停止しましょう

自転車乗車中の交通事故防止

自転車乗車中の交通事故にも十分な注意が必要です。正しい乗り方などをしっかり指導し、お子さんが安全に乗車する習慣を身に付けることが大切です。(学校の約束事についても確認しておきましょう。)

また、県内では、自転車通学を実施している小学校もあります。通学路を設定するときは、学校の教職員とよく話し合い、実際に一緒に走行するなどして、安全な道路を選びましょう。

自転車の乗り方

※児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。(道路交通法63条の11)

- ① サドルにまたがって両足のつま先が地面につくようサドルを調整する。
- ② ブレーキのしっかり利く自転車に乗る。
- ③ 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。
- ④ 幼児・児童は歩道を通行することができるが、歩道では歩行者を優先し、すぐに止まることができるような速度で走行(徐行)する。特に、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、「一時停止」する。



※定期的な点検と整備を忘れずに…

近年、高額な賠償請求が発生する、自転車による加害事故が増えています。万が一に備え、お子さんの分も必ず自転車保険に加入しましょう。

※茨城県交通安全条例改正により、自転車利用者(未成年の場合はその保護者)は自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければなりません。(令和元年6月施行)

茨城県では自転車通学者の保険加入率100%を目標にしています。

自転車事故の高額賠償事例

男子小学生(11歳)が自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等傷害を負い、意識が戻らない状態となり、小学生の母親に9,521万円の賠償が命じられました。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

四輪車同乗中の交通事故防止

小学生の交通事故の半数近くが、車に同乗しているときに起こっています。

警察庁とJAFが合同で実施した「シートベルト着用状況全国調査」(令和3年10月~12月)によると、本県は、一般道路においてシートベルト着用率が全国平均を下回る結果となり、特に、後部座席同乗者の着用率は37.7%と、大変低い状況にあります。

一般道路	茨城県		全国	
	運転席	98.2%	運転席	99.1%
	助手席	88.8%	助手席	96.7%
後部座席	37.7%	後部座席	42.9%	

高速道路等	茨城県		全国	
	運転席	99.7%	運転席	99.6%
	助手席	99.6%	助手席	98.9%
後部座席	81.4%	後部座席	75.7%	

シートベルトの着用は、交通事故による運転者・同乗者への被害を大きく軽減することが出来ます。非着用者の致死率は着用者の45.0倍と高くなりますので、すべての座席でのシートベルトと学童用シートの正しい着用を徹底しましょう。

シートベルトの必要性

- ① 令和3年中の県内の四輪車乗車中の交通事故死者数33人中20人(60.6%)がシートベルト非着用です。このうちの14人(70.0%)は、シートベルトを着用していれば、助かった可能性があります。
- ② 急ブレーキをかけたときや衝突したとき、シートベルトを着用していないと、ダッシュボードやフロントガラス等にぶつかったり、ガラスを突き破って車外放出につながります。
- ③ 後部座席も、シートベルトを着用させる必要があります。(体の小さいお子さんには、学童用シートを使用させましょう。)

※運転者は、シートベルトを装着しない者を乗せて自動車を運転してはならない。(道路交通法71条の3)



小学生を狙った声かけや連れ去り事案が発生しています

子供の安全をみんなで守りましょう

子供たちの安全を守るためには、地域での見守り活動が有効です。地域の多くの人の目で、子供を見守っていることが犯罪の抑止につながります。

登下校の時間帯に合わせて玄関や庭先に出たり、散歩に出かけたりするなどして、子供の様子を見守り、地域の人々で子供の安全を守りましょう。

また、子供自身が、事件や事故から自分を守るために、危険を見つける目を養い、正しい判断力を身に付けることも大切です。

お子さんと一緒に、家のまわりや通学路を実際に歩きながら、危険な場所や気になることなどを話し合ってみましょう。

(右の「地域安全マップ」を参照)

※「茨城県警察HP~安全安心なくらし」では、「市町村犯罪マップ」、「不審者情報マップ」、「交通事故発生マップ」を掲載しています。

「茨城県警察」HP ~安全安心なくらし



https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/index.html

